

○佐野市公民館使用料

(カッコ書きは改定前の金額)

別表 (第7条関係)

1 佐野市中央公民館・佐野市佐野地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール	3,410円 (3,340円)	4,840円 (4,750円)	6,710円 (6,580円)
第1会議室	660円 (640円)	990円 (970円)	1,320円 (1,290円)
第2会議室	660円 (640円)	990円 (970円)	1,320円 (1,290円)
第3会議室	660円 (640円)	990円 (970円)	1,320円 (1,290円)
実習室	660円 (640円)	1,430円 (1,400円)	2,090円 (2,050円)
工芸室	550円 (540円)	990円 (970円)	1,540円 (1,510円)
第1教養室	440円 (430円)	660円 (640円)	990円 (970円)
第2教養室	660円 (640円)	880円 (860円)	1,540円 (1,510円)

2 佐野市植野地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール	2,420円 (2,370円)	3,410円 (3,340円)	4,730円 (4,640円)
第1会議室	770円 (750円)	1,100円 (1,080円)	1,540円 (1,510円)
第2会議室	550円 (540円)	880円 (860円)	1,210円 (1,180円)
第3会議室	660円 (640円)	990円 (970円)	1,320円 (1,290円)
実習室	660円 (640円)	1,210円 (1,180円)	1,870円 (1,830円)
教養室 (和室)	770円 (750円)	1,210円 (1,180円)	1,980円 (1,940円)

3 佐野市界地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール	2,420円 (2,370円)	3,410円 (3,340円)	4,730円 (4,640円)
第1会議室	770円 (750円)	990円 (970円)	1,430円 (1,400円)
第2会議室 (和室)	330円 (320円)	550円 (540円)	880円 (860円)
第1教養室 (和室)	220円 (210円)	330円 (320円)	550円 (540円)
第2教養室 (和室)	330円 (320円)	440円 (430円)	660円 (640円)
実習室	330円 (320円)	660円 (640円)	990円 (970円)
工芸室	330円 (320円)	660円 (640円)	990円 (970円)

4 佐野市犬伏地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール	2,420円 (2,370円)	3,410円 (3,340円)	4,730円 (4,640円)
第1会議室	990円 (970円)	1,430円 (1,400円)	1,980円 (1,940円)
第2会議室	440円 (430円)	660円 (640円)	990円 (970円)
第3会議室 (和室)	440円 (430円)	660円 (640円)	990円 (970円)
第1教養室 (和室)	550円 (540円)	770円 (750円)	1,320円 (1,290円)
第2教養室 (和室)	550円 (540円)	880円 (860円)	1,430円 (1,400円)
実習室	550円 (540円)	1,210円 (1,180円)	1,760円 (1,720円)
工芸室	330円 (320円)	550円 (540円)	880円 (860円)
創作室	440円 (430円)	550円 (540円)	770円 (750円)

5 佐野市城北地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール	2,420円 (2,370円)	3,410円 (3,340円)	4,730円 (4,640円)
第1会議室	550円 (540円)	880円 (860円)	1,210円 (1,180円)
第2会議室	550円 (540円)	770円 (750円)	1,100円 (1,080円)
第3会議室	550円 (540円)	770円 (750円)	1,100円 (1,080円)
実習室	550円 (540円)	1,100円 (1,080円)	1,650円 (1,620円)
工芸室	330円 (320円)	660円 (640円)	990円 (970円)
第1教養室 (和室)	550円 (540円)	880円 (860円)	1,430円 (1,400円)
第2教養室 (和室)	550円 (540円)	880円 (860円)	1,540円 (1,510円)

6 佐野市旗川地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
会議室	550円 (540円)	770円 (750円)	1,100円 (1,080円)
第1教養室 (和室)	440円 (430円)	550円 (540円)	990円 (970円)
第2教養室 (和室)	440円 (430円)	550円 (540円)	990円 (970円)
実習室	330円 (320円)	660円 (640円)	990円 (970円)
工芸室	330円 (320円)	550円 (540円)	880円 (860円)

7 佐野市吾妻地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで

会議室（和室）	770円（750円）	1,210円（1,180円）	2,090円（2,050円）
教養室（和室）	770円（750円）	1,100円（1,080円）	1,870円（1,830円）
実習室	330円（320円）	770円（750円）	1,100円（1,080円）

8 佐野市赤見地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール	1,760円（1,720円）	2,530円（2,480円）	3,630円（3,560円）
第1会議室	880円（860円）	1,320円（1,290円）	1,870円（1,830円）
第2会議室	660円（640円）	880円（860円）	1,320円（1,290円）
実習室	660円（640円）	1,430円（1,400円）	2,090円（2,050円）
教養室（和室）	990円（970円）	1,430円（1,400円）	2,310円（2,260円）

9 佐野市田沼中央公民館使用料

区分		金額			
		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大ホール	平日	5,500円 (5,400円)	7,700円 (7,560円)	9,900円 (9,720円)	20,900円 (20,520円)
	日曜日、土曜日及び休日	7,700円 (7,560円)	11,000円 (10,800円)	14,300円 (14,040円)	29,700円 (29,160円)
準備室		550円 (540円)	770円 (750円)	1,100円 (1,080円)	2,200円 (2,160円)
視聴覚室		1,100円 (1,080円)	1,650円 (1,620円)	2,200円 (2,160円)	4,400円 (4,320円)
会議室1		550円 (540円)	770円 (750円)	1,100円 (1,080円)	2,200円 (2,160円)
会議室2		550円 (540円)	770円 (750円)	1,100円 (1,080円)	2,200円 (2,160円)
調理実習室		1,100円 (1,080円)	1,650円 (1,620円)	2,200円 (2,160円)	4,400円 (4,320円)
展示室		1,100円 (1,080円)	1,650円 (1,620円)	2,200円 (2,160円)	4,400円 (4,320円)

備考

- この表において「平日」とは、日曜日、土曜日及び休日以外の日をいう。
- この表において準備若しくは練習のために舞台のみを利用する場合又はホワイエのみを利用する場合の大ホールの使用料の額は、同表に定める使用料の額に100分の30を乗じて得た額とする。
- この表において利用時間の延長に係る使用料の額は、その延長する1時間につき、次の各

号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 延長する時間が正午から午後5時までの間にあるとき 正午から午後5時までの区分に係る使用料の額又は前項の規定により計算した額に100分の30を乗じて得た額

(2) 延長する時間が午後5時から午後10時までの間にあるとき 午後5時から午後10時までの区分に係る使用料の額又は前項の規定により計算した額に100分の30を乗じて得た額

4 この表において本市の区域外に住所を有する者が利用する場合の使用料の額は、同表に定める使用料の額又は前2項の規定により計算した額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、両毛広域都市圏内の足利市、桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町の区域内に住所を有する者は、本市の区域内に住所を有する者とみなす。

5 この表において会費その他これに類する入場者が主催者に支払う料金（以下「会費等」という。）を徴収する場合の使用料の額は、同表に定める使用料の額又は前2項の規定により計算した額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

(1) 会費等が1,500円未満の場合 100分の50

(2) 会費等が1,500円以上の場合 100分の100

6 第2項から前項までの規定により計算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

10 佐野市田沼地区公民館使用料

区分		金額		
		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール		1,100円 (1,080円)	1,650円 (1,620円)	2,200円 (2,160円)
会議室		550円 (540円)	770円 (750円)	1,100円 (1,080円)
和室	10畳	550円 (540円)	770円 (750円)	1,100円 (1,080円)
	8畳	440円 (430円)	660円 (640円)	880円 (860円)
調理室		550円 (540円)	770円 (750円)	1,100円 (1,080円)

11 佐野市田沼南部地区公民館使用料

区分		金額		
		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール		550円 (540円)	550円 (540円)	1,100円 (1,080円)
会議室 (1室につき)		440円 (430円)	440円 (430円)	880円 (860円)
調理実習室		550円 (540円)	550円 (540円)	550円 (540円)

12 佐野市葛生地区公民館・佐野市常盤地区公民館・佐野市氷室地区公民館使用料

区分		金額		
		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで

ホール	580円 (570円)	930円 (910円)	1,510円 (1,490円)
会議室 (1室につき)	350円 (340円)	700円 (690円)	1,050円 (1,030円)
和室	700円 (690円)	1,050円 (1,030円)	1,760円 (1,720円)
調理実習室	350円 (340円)	700円 (690円)	1,050円 (1,030円)

13 附属器具使用料

(1) 佐野市中央公民館、佐野市植野地区公民館、佐野市界地区公民館、佐野市犬伏地区公民館、佐野市城北地区公民館、佐野市旗川地区公民館、佐野市吾妻地区公民館及び佐野市赤見地区公民館

器具名	単位	金額
映写機等投影機	1台1回	660円 (640円)
拡声装置	1式1回	550円 (540円)
録音機	1台1回	550円 (540円)
スポットライト	1台1回	220円 (210円)
ピアノ	1台1回	1,100円 (1,080円)

備考

- この表において利用時間は、1回につき5時間以内とする。
- ピアノの調律に要する費用は、実費に相当する額とする。

(2) 佐野市田沼中央公民館

	器具名	単位	金額
大ホール設備	16ミリ映写機 (スクリーン付)	1台1回	2,200円 (2,160円)
	スライド映写機 (スクリーン付)	1台1回	1,100円 (1,080円)
	ピアノ	1台1回	4,400円 (4,320円)
	エレクトーン	1台1回	2,200円 (2,160円)
	照明器具	1式1回	11,000円 (10,800円)
	音響装置	1式1回	5,500円 (5,400円)
	反射板	1式1回	1,100円 (1,080円)
	所作台	1式1回	3,300円 (3,240円)
	平台	1式1回	1,100円 (1,080円)
	金びょうぶ	1式1回	2,200円 (2,160円)
	床マット	1式1回	3,300円 (3,240円)
視聴覚室設備	16ミリ映写機 (スクリーン付)	1台1回	1,100円 (1,080円)
	スライド映写機 (スクリーン付)	1台1回	550円 (540円)
	OHP (スクリーン付)	1台1回	1,100円 (1,080円)
	ビデオ装置	1式1回	550円 (540円)
	音響装置	1式1回	3,300円 (3,240円)
その他	展示用スポット照明器具	1台1回	50円 (50円)
	展示用パネル	1枚1回	110円 (100円)

	持込器具（1kwまで）	1回	220円（210円）
--	-------------	----	------------

備考

- 1 この表において、午前9時から正午まで、正午から午後5時まで又は午後5時から午後10時までの区分ごとの利用を1回として計算する。
- 2 この表において利用時間の延長に係る附属器具使用料の額は、1時間につき1回当たりの使用料の額とする。
- 3 ピアノの調律に要する費用は、実費に相当する額とする。

(3) 佐野市田沼地区公民館

器具名	単位	金額
音響装置	1式1回	3,300円（3,240円）
ピアノ	1台1回	2,200円（2,160円）

備考

- 1 この表において、午前9時から正午まで、正午から午後5時まで又は午後5時から午後10時までの区分ごとの利用を1回として計算する。
- 2 この表において利用時間の延長に係る附属器具使用料の額は、1時間につき1回当たりの使用料の額とする。
- 3 ピアノの調律に要する費用は、実費に相当する額とする。

14 佐野市田沼中央公民館冷暖房使用料

区分	単位	金額
大ホール	1時間	4,400円（4,320円）

備考 この表において、冷暖房設備の利用時間が1時間に満たないときは1時間、冷暖房設備の利用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

○佐野市コミュニティセンター使用料
(カッコ書きは改定前の金額)

別表第 1 (第 2 条関係)

名称	位置
佐野市赤見地区コミュニティセンター	佐野市赤見町3082番地
佐野市植野地区コミュニティセンター	佐野市寺中町2297番地 1
佐野市吾妻地区コミュニティセンター	佐野市村上町 9 番地
佐野市旗川地区コミュニティセンター	佐野市並木町957番地 1
佐野市新吉水地区コミュニティセンター	佐野市吉水駅前一丁目19番地 6
佐野市栃本地区コミュニティセンター	佐野市栃本町2047番地 5
佐野市田沼北部地区コミュニティセンター	佐野市多田町3776番地 3
佐野市戸奈良地区コミュニティセンター	佐野市戸奈良町970番地 1
佐野市山園地区コミュニティセンター	佐野市山形町650番地25
佐野市田沼旗川緑地会館	佐野市戸奈良町776番地 7
佐野市会沢地区コミュニティセンター	佐野市会沢町681番地

別表第 2 (第 7 条関係)

1 佐野市新吉水地区コミュニティセンター使用料

区分		9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで	
会議室	入場料を徴収しない場合	1,100円 (1,080円)	1,100円 (1,080円)	2,200円 (2,160円)	
	入場料を徴収する場合	入場料が550円(540円)以下のとき	5,500円 (5,400円)	5,500円 (5,400円)	11,000円 (10,800円)
		入場料が550円(541円)を超えるとき	11,000円 (10,800円)	11,000円 (10,800円)	22,000円 (21,600円)
和室	15畳(1室につき)	820円(810円)	820円(810円)	1,650円 (1,620円)	
	7.5畳	330円(320円)	330円(320円)	660円(640円)	
調理実習室		1回につき550円(540円)			
冷暖房		使用料の4割に相当する額			

2 佐野市栃本地区コミュニティセンター使用料

区分		9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで
会議室	入場料を徴収しない場合	550円(540円)	550円(540円)	1,100円 (1,080円)
	入場料を徴収する場合	入場料が550円(540円)以下のとき	2,750円 (2,700円)	2,750円 (2,700円)

		入場料が550円(541円) を超えるとき	5,500円 (5,400円)	5,500円 (5,400円)	11,000円 (10,800円)
和室	8畳(1室につき)		440円(430円)	440円(430円)	880円(860円)
調理実習室			1回につき550円(540円)		
冷暖房			使用料の4割に相当する額		

3 佐野市田沼北部地区コミュニティセンター使用料

区分		9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで	
会議室	入場料を徴収しない場合		1,100円 (1,080円)	1,100円 (1,080円)	2,200円 (2,160円)
	入場料を徴収する場合	入場料が550円(540円) 以下のとき	5,500円 (5,400円)	5,500円 (5,400円)	11,000円 (10,800円)
		入場料が550円(541円) を超えるとき	11,000円 (10,800円)	11,000円 (10,800円)	22,000円 (21,600円)
和室	10畳		550円(540円)	550円(540円)	1,100円 (1,080円)
	8畳		440円(430円)	440円(430円)	880円(860円)
調理実習室			1回につき550円(540円)		
冷暖房			使用料の4割に相当する額		

4 佐野市戸奈良地区コミュニティセンター使用料

区分		9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで	
会議室	入場料を徴収しない場合		1,100円 (1,080円)	1,100円 (1,080円)	2,200円 (2,160円)
	入場料を徴収する場合	入場料が550円(540円) 以下のとき	5,500円 (5,400円)	5,500円 (5,400円)	11,000円 (10,800円)
		入場料が550円(541円) を超えるとき	11,000円 (10,800円)	11,000円 (10,800円)	22,000円 (21,600円)
和室	8畳(1室につき)		440円(430円)	440円(430円)	880円(860円)
調理実習室			1回につき550円(540円)		
冷暖房			使用料の4割に相当する額		

5 佐野市山園地区コミュニティセンター使用料

区分		9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで	
会議室	入場料を徴収しない場合		550円(540円)	550円(540円)	1,100円 (1,080円)
	入場料を徴収する場合	入場料が550円(540円) 以下のとき	2,750円 (2,700円)	2,750円 (2,700円)	5,500円 (5,400円)

		入場料が550円(541円)を超えるとき	5,500円 (5,400円)	5,500円 (5,400円)	11,000円 (10,800円)
和室	8畳(1室につき)		440円(430円)	440円(430円)	880円(860円)
調理実習室			1回につき550円(540円)		
冷暖房			使用料の4割に相当する額		

6 佐野市田沼旗川緑地会館使用料

区分		9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで	
会議室	入場料を徴収しない場合		550円(540円)	550円(540円)	1,100円 (1,080円)
	入場料を徴収する場合	入場料が550円(540円)以下のとき	2,750円 (2,700円)	2,750円 (2,700円)	5,500円 (5,400円)
		入場料が550円(541円)を超えるとき	5,500円 (5,400円)	5,500円 (5,400円)	11,000円 (10,800円)
和室	8畳		440円(430円)	440円(430円)	880円(860円)
	6畳		330円(320円)	330円(320円)	660円(640円)
調理実習室			1回につき550円(540円)		
冷暖房			使用料の4割に相当する額		

備考

- この表において「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、主催者が入場者から徴収するものをいう。
- 物品販売等に使用するとき、規定使用料に100分の300を乗じて得た額とする。
- 市の区域外に居住する者が使用するとき、規定使用料に100分の150を乗じて得た額とする。
- 前2項のいずれにも該当するときは、規定使用料に100分の450を乗じて得た額とする。
- 佐野市赤見地区コミュニティセンター、佐野市植野地区コミュニティセンター、佐野市吾妻地区コミュニティセンター、佐野市旗川地区コミュニティセンター及び佐野市会沢地区コミュニティセンターについては、使用料は、無料とする。
- 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 使用料の額には、消費税と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。

所管課 公民館管理課 TEL : 0283-24-5771